

## 平成27年 6月17日（水曜日）

### ○出席議員（13名）

	議 長	生 田	勇 人	君		7 番	恩 道	正 博	君
1 番	米 田	一 香	君		8 番	北 川	悦 子	君	
2 番	磯 貝	幸 博	君		9 番	夷 藤		満 君	
3 番	七 田	満 男	君		10 番	清 水	文 雄	君	
4 番	太 田	臣 宣	君		11 番	中 川		達 君	
5 番	川 口	正 己	君		12 番	南	守 雄	君	
6 番	藤 井	良 信	君						

### ○説明のため出席した者

町	長	川 口	克 則	君		総務部税務担当課長 兼総合収納室長	岩 上	涼 一	君
副 町	長	上 出	孝 之	君		町民福祉部長 住民課長	重 原		正 君
教 育	長	久 下	恭 功	君		町民福祉部長 子育て支援課長	上 島	恵 美	君
総 務 部	長	向	貴代治	君		町民福祉部長 保険年金課長	下 村	利 郎	君
町民福祉部長		大 徳		茂 君		町民福祉部保険年金課長 保健センター担当課長	出 嶋		剛 君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)		島 田	睦 郎	君		町民福祉部長 福祉課長	岩 本	昌 明	君
都市整備部長		長 丸	一 平	君		町民福祉部長 環境安全課長	本	郁 夫	君
都市整備部担当部長 (企画・地域振興担当)		田 中		徹 君		都市整備部長 企画課長	松 井	賢 志	君
都市整備部担当部長 兼上下水道課長		長 田		学 君		都市整備部長 地域振興課長	松 岡	裕 司	君
教育委員会教育部長		北 川	真由美	君		都市整備部長 都市建設課長	銭 丸	弘 樹	君
消 防	長	生 田	秀 治	君		都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上 前	浩 和	君
総務部総務課長		棚 田		進 君		都市整備部上下水道課長 下水道担当課長	井 上	慎 一	君
総務部総務課 人事秘書担当課長		瀬 戸	博 行	君		会計管理者 兼会計課長	浜 出	二 朗	君
総務部財政課長		長谷川		徹 君		教育委員会 学校教育課長	田 中	義 勝	君
総務部税務課長		若 林	優 治	君		教育委員会学校教育課長 指導管理担当課長	岡 田		秀 君

教育委員会生涯学習課長  
兼男女共同参画室長

上 出 功 君

消防本部長兼消防署長 水 野 博 幸 君

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 中 宮 憲 司 君 事務局 書記 小 坂 しおり 君

事務局 次 長 助 田 有 二 君

### ○議事日程（第3号）

平成27年6月17日 午後1時開議

#### 日程第1

議案一括上程

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕から

議案第45号 請負契約の締結について〔内灘中学校非構造部材改修工事〕まで

#### 日程第2

議会議案第5号 小学校建設特別委員会の設置について

#### 日程第3

選任第5号 小学校建設特別委員会委員の選任について

#### 日程第4

追加議案の上程

議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明



午後1時00分開議

### ○開 議

○議長【生田勇人君】 皆様、お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



### ○諸般の報告

○議長【生田勇人君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、9日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



### ○議案一括上程

○議長【生田勇人君】 日程第1、去る6月11日、各常任委員会に付託いたしました議案第42号専決処分の承認を求めることについて〔平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕から議案第45号請負契約の締結について〔内灘中学校非構造部材改修工事〕までの4議案並びに新規に提出されました請願第1号から請願第3号までを一括して議題といたします。



### ○常任委員長報告

○議長【生田勇人君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告

を求めます。

太田臣宣総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

**○総務産業建設常任委員長【太田臣宣君】**

平成27年第2回定例会6月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第43号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第1号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、6項監査委員費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費の各款項及び第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第44号内灘町職員定数条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査結果を報告いたします。

請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書、請願第2号労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出を求める請願書並びに請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書の3件については、それぞれ慎重に審査し採決の結果、3件全て賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果について報告を終わります。

平成27年6月17日

総務産業建設常任委員会委員長 太田臣宣

**○議長【生田勇人君】** 川口正己文教福祉常

任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

**○文教福祉常任委員長【川口正己君】** 平成27年第2回定例会6月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長並びに関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第42号専決処分の承認を求めることについて

〔平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第43号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第1号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第45号請負契約の締結について〔内灘中学校非構造部材改修工事〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成27年6月17日

文教福祉常任委員会委員長 川口正己

**○議長【生田勇人君】** これをもって各常任委員長の報告を終わります。



**○質疑の省略**

**○議長【生田勇人君】** なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



**○討 論**

**○議長【生田勇人君】** 次に、討論に入りま

す。

討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

**○8番【北川悦子君】** 議席番号8番、北川悦子です。

請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書について、また請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書について、委員長報告では不採択でありました。賛成の立場で討論をしたいと思います。

戦争か平和か、日本の国のあり方が問われている法案です。自衛隊は1954年の創設以来、1人の外国人も殺さず1人の戦死者も出さなできました。この60年の歴史を壊し、憲法を壊し、殺し殺される日本をつくるような法律を認めるわけにはいきません。

問題点として、違憲立法であるということです。

戦後、日本政府の憲法9条解釈に関する全体的見解は一貫して海外の武力行使は許されないことを土台として構築されてきました。ところが、昨年7月1日の閣議決定と具体化した戦争法案は、集団的自衛権の行使を容認し、日本に対する武力攻撃がなくても、米国など日本と密接な関係にある他国が攻撃された場合、武力行使を可能にする、海外で武力行使することに道を開くものになっています。

また、海外派兵の恒久法、国際平和支援法の新設、周辺事態法の改正で、これまで支援地域は非戦闘地域に限るという歯どめがありました。この規定をなくし、また日本の周辺という地理的条件もなくし、世界中で米軍などの後方支援を行えるようにします。

どの世論調査でも、8割が今国会での成立を図るべきではないとしています。また、5割から6割が法案に反対をしています。7割

から8割の方が政府が説明していないとしています。国民からも疑問視されている法案です。また、国会でも衆議院憲法審査会で、与党推薦の参考人も含め、参考人として招致された3人の憲法学者全員が、法案は憲法に違反するとの意見表明を行っています。

戦後70年、二度と戦争を起こさないと誓った憲法9条に守られ、平和を保っていました。国際的にも憲法9条は大変注目をされています。かわいい子供を産み育て命をつないでいく母親の立場からしても、許してはならない法案だと思います。どうか皆さんの法案の撤回に、議員の皆様の賛同をお願いしたいと思います。

**○議長【生田勇人君】** 7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

**○7番【恩道正博君】** 議席7番、恩道正博です。

請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書、請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書に対して反対の立場から討論をいたします。

今、なぜこの集団的自衛権の行使が必要なのか。不安で不透明な国際情勢のもとで、日本だけが平和を唱えさえしていればいいはずではなく、どのようにして日本の国家、国民の安全を守るのかという建設的な議論が必要ではないでしょうか。

北朝鮮には北朝鮮による核開発が進み、日本を射程に入れたミサイルの配備、中国は急速に軍備増強が進み、頻繁に尖閣諸島の日本領海に侵入しております。アジアの安全保障の環境は厳しくなっております。また、テロやサイバー攻撃など、国境を越えた脅威も広がっております。

自分の国が攻撃されなければ安全という一国平和主義の発想では、日本を守り切れない時代となっております。こうした現実を踏ま

えれば、日本が集団的自衛権の憲法解釈を見直し行使に道を開くのは、私は理にかなっていると思います。

平和安全保障関連法案の目的は、憲法と専守防衛の範囲内で抑止力を高めて戦争を未然に防ぐことにあります。世界中の国が外交と抑止力の両面で戦争を防いでいます。特に戦争を放棄した日本にとって武力行使は自衛に限った最後の手段であり、戦わずして攻撃を未然に防げるかどうかが鍵になります。

今回の法案は、日本を守るために集団的自衛権の行使を限定的に容認しています。日本の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが日本の存立も脅かすような新三要件に当たる場合に限り、日本防衛のための自衛処置として必要最小限の武力行使ができるとしております。この法案は、抑止力を高めて戦争が起きないようにするものであります。

以上のことから、請願第1号及び請願第3号に反対です。

議員各位の賛同のお願いをいたしまして、私の反対討論は終わります。

**○議長【生田勇人君】** 他に討論ありませんか。

5番、川口正己議員。

〔5番 川口正己君 登壇〕

**○5番【川口正己君】** 議席番号5番、川口正己でございます。

請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書並びに請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

現在、国会では、政府提出議案の安全保障関連法案について活発な議論がされております。この中の議論で日本国民が一番関心があるのは、日本の安全保障政策の前提をなしている日本国憲法、国連憲章、日米安全保障条約との整合性から集団的自衛権をどう考える

かだと思えます。

皆様ご存じのとおり、日本国憲法は、日本という国の考え方や行動を規定する国の最高法規でございます。国連憲章は、二度にわたる大戦の惨禍から国際平和と安全を維持するために国際連合の目的、原則、機能などを定めた国際基本文書でございます。日米安全保障条約は、日本の安全保障のためにアメリカと交わした最も重要な条約でございます。

日本国憲法の第98条2項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と国際協調をうたっております。また、国連憲章の第7章平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動の第51条では、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して……安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と定めております。

また、先ほど最も重要な条約と申しました日米安全保障条約でもその前文で、「国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結する」と定めております。この日米安全保障条約において、1959年の砂川事件判決では、最高裁が、日本を存続させるために必要な自衛の措置は日本国憲法第9条のもとでも認められるとなっております。

このようなことから、日本の最高法規である日本国憲法、また国際法規と言える国連憲章、日本の安全を維持するための日米安全保障条約との整合性が言える、すなわち日本の同盟国、つまりアメリカとの間での集団的自

衛権は成立するのではないかと私は考えております。

そして、あとは安倍首相が強力なリーダーシップを発揮して議論の方向性を示し、現在、9月までの国会延長が話し合われておりますが、時間をかけて懇切丁寧な説明を重ねて国民に納得してもらうことができさえすれば、集団的自衛権についての議論は混迷を脱して、日本の平和主義を踏まえ、極東アジアにおける国際平和の安全の維持がなし遂げられると信じております。

また、この国会での議論がわかりにくい、理解しにくいとの声が多々ありますが、政府としては、個別の国々を指定しての法案が出せない、言えないためだと考えております。

昨年11月に、アメリカ議会の民主、共和両党で構成する米中経済安全保障調査委員会（USCC）は、中国軍の増強でアメリカの対中抑止能力、とりわけ日本に関する抑止力が低下しつつあると警告を出しております。もはや今のアメリカでは日本を守り切れないと連邦議会委員会が発表したことを私たちは軽視できません。

また、今月ドイツで行われたサミットにおいて、南シナ海での中国の岩礁埋め立てに対し強く反対するとの共同声明が宣言されました。

このようなことから私は、請願第1号の「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書に対しては、戦争法など誰も制定しようとしていないことから論外で反対、請願第3号に対しては、このような理由から反対とさせていただきます。

議員各位には、熟慮してこの両請願に反対することに賛同していただけるようお願いして、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありませんか。

6番、藤井良信議員。

〔6番 藤井良信君 登壇〕

○6番【藤井良信君】 議席6番、公明党、藤井良信です。

私のほうからは、請願第1号と第3号におきましての反対討論を行います。

最初に、請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書提出のための請願に対して反対の立場から述べさせていただきます。

まず、ここでは集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回せよとの内容でございますが、昨年7月1日に閣議決定されました集団的自衛権行使容認に係る政府見解では、マスコミ各社からも注目がされ、新聞各社の意見も大きく分かれるところでございました。

翌2日付の公明新聞でもその記事内容が掲載されておりましたが、その一部を紹介いたしますと、閣議決定では、「国連の集団安全保障措置など国際法上合法的な措置に対して憲法上の制約は及ばないという考え方を閣議では採用しなかった」との記述でございます。ここでは極めて重要なことが示されました。

そして、あくまでも憲法を中心に据え、集団安全保障においても、憲法に合う部分はやってもいいが、憲法を捨てて国際的な流れに追随してはならないということが閣議でははっきりと決められていたことを示しております。加えて、国連で決まったら憲法は必要ないとの考え方を現政府はとっていないことを、ここは示しているわけでございます。

翻って、戦争法よりも憲法が優先されるとの考え方が昨年の閣議決定での趣旨であり、生命線でございます。

憲法の基本は、武力を行使しない、また武力の行使と一体となる行動もしないというのが大原則であるとお聞きしますが、今ここで請願第1号が求める戦争法制定に反対をしてみたと何の役にも立たないわけでございます。

また、この請願第1号の表題では「戦争法」制定に反対する」とございしますが、今国

会では政府からの戦争法制定に係る議案の提出はございませんので、今回提出されるべき請願としての体をなしていないと感じられます。

ちなみに、戦争法とは何か、インターネット、ウィキペディアからは、戦争状態において軍事組織が遵守すべき義務を明文化した戦時国際法のことを戦争法とも表現されることとございます。つまり、戦争法とは国連や諸外国の間で取り決められるべき国際法のこととありますので、請願第1号が意見書の中で求める請願内容と、今国が進めている憲法に基づいた安全法制の整備などとの間には、その認識の上からも大きな隔たりがあり、整合性がとれていないと感じられます。

また、請願第1号が戦争法の制定に反対するところの実体、つまり道理上の位置づけは、今国会で審議されている安保法制の整備の中のどこを探しても、もとより見当たらないところとございます。

そして、国会では、今日本が守るべき憲法9条を遵守しながら、平和憲法に則して平和安全法制の整備が進められているところかと思いますが、同時に、恒久平和への理念もこれまでどおり遵守されているわけとございます。

そこで、一町民感情からは、実体の伴わない国会での憲法違反という安易な風潮には加担してはならないと思っておりますので、ここでの請願第1号には反対をします。

次に、請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書に反対する立場から討論を行います。

まず、憲法9条では、日本を守るために武力を行使することは許されております。憲法に則してその限界を決めようというのが、今国会での自民・公明連立政権のアプローチでございます。

今月の10日、政府からは、集団的自衛権限

定行使を容認する安保関連法案は、従前の憲法解釈との論理的整合性が十分保たれているとの見解も発表されているところでございます。

そして、日本を取り巻く関係国とのパワーバランスの変化や軍事技術の進展、大量破壊兵器の拡散による他国への予期せぬ攻撃が日本の安全を脅かすことになるとのシナリオは十分に考えられることとして示されています。事態が危機的状況に発展する前に早期の対応を図り、安全保障法制の整備を新たに加えていくことは、極めて大切なこととあります。

また、安倍首相は「他国を守るためだけに日本が武力を使うという意味での集団的自衛権は認めない」と、はっきりとそのことをおっしゃっておられるわけとございます。

加えて、集団的自衛権の限定行使が合憲か違憲かの政治的判断は、一部の憲法学者の専門ではございません。ご意見は謙虚に参考にしながらも、このことは政治の場で議論と審議が行われ決められていくべきことであるとの思いからも、ここでの請願第3号におきましての意見書提出のための請願には反対をしたいと思いますので、議員各位におかれましては、反対することの旨、ご賛同の由、何とぞご理解をいただきますようご賢察ください。

以上です。

**○議長【生田勇人君】** 他に討論ありませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

**○10番【清水文雄君】** 10番、清水文雄でございます。

私からは、請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書、同時に請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書、さらに請願第2号労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出を求める請願書に

ついて、賛成の立場から述べさせていただきます。議員の皆さんのご理解をお願いを申し上げます。

戦争法制、これは社民党、福島瑞穂副代表が国会の中で、今出されておりますこの提案理由にも書いてありますけれども、国際平和支援法案、そして平和安全法制整備法案、この2法案を一括して戦争法案というふうに国会の中で申し述べました。自民党、委員長のほうから撤回を求める要請がなされたんですが、それを受け入れないまま、戦争法案というものを撤回する必要がなくなりました。すなわち、これはインターネットでも、藤井議員からもありましたけれども、調べてもらえば一番最初に出てくるのがそういう経過を報告したものが出てきております。そして、この提案理由の説明の中にも、国際平和支援法案、そして平和安全法制整備法案、この2法案というふうに具体的に示されているわけです。

この間、これまでの政府、長年にわたって憲法第9条のもとにおいて許されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきということを確認をいたしております。そういう意味では、今回、この文字どおり戦争法案、なぜ反対なのかといいますと、立憲主義に反する、そういう意味では、そんな憲法を守らなければならない人たちがみずから憲法を守らない、そんなあり方がおかしい。

そしてこの間、ことしは戦後70年というふうに言われております。この70年、日本国憲法のもとで、自衛隊員、海外へ行っても一度も血を流したことがございません。人を殺したり殺されたりする行為をしてないわけです。これは憲法9条があったからであります。そういう意味では、この集団的自衛権行使容認、昨年7月1日に決定をされたわけでございますけれども、そもそもそれが憲法違反なんです。

どうか日本の平和、平和を守るのは外交であります。外交をきちっとやりながら日本の平和を守っていく、そのことが今一番求められているんだらうというふうに思います。子供たちの未来、平和な未来を守るためにも平和な日本を築いていく、これからも築いていく、そんな意味からして、現在出されております平和戦争2法案、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案、この法案、戦争法制定に反対する意見書提出にぜひとも賛成のご理解をお願いを申し上げ、もう一つの出されております請願第3号、これについてもよろしくをお願いをしたいと思います。

請願第2号労働者派遣法改正案、そして労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出を求める請願書、これについてはご存じのとおり、今、格差社会が進行しております。これが派遣法が改正を、——私たちは「改悪」というふうに言っておるんですけれども——改正をされますと、これまで3年間の期限があった派遣で働く人たちの期限が無制限になっていく。言ってみりゃ、使う人たちが、使用者側が永遠にその業種を、仕事を派遣でこなすことができる。そういう意味からすれば、派遣労働者の拡大を図っていく、派遣労働者しか要らない雇用構成になっていく、そんなことが考えられるわけでございます。今、正規が減って非正規雇用労働者がふえております。ますます今後、これに拍車がかかっていくというふうに思います。

さらに、労働基準法改正、これも私たちは「改悪」というふうに言っておるんですけれども、これについても残業を無制限にしてしまう。労働時間それぞれきちっと、今、労働基準法、働く人たちの最低限の労働基準を定めている法律でありますけれども、これを改悪をして残業を無制限にしてしまう。言えば、今過労死が大きな問題になっておりますけれども、そのことによる過労死の増大、そんなことも懸念をされるわけでございます。



この労働者派遣法改正案、そして労働基準法改正案の撤回を求める意見書案の提出を求める請願について、今の若い人たち、とりわけそして女性の雇用構造、そういうものをきちっと正規労働で賄っていく、そんな社会をつくり上げるためにも、この2法案、ぜひとも撤回を求める意見書を政府に出すようご理解をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

**○議長【生田勇人君】** 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



### ○表 決

**○議長【生田勇人君】** これより議案の採決に入ります。

まず、議案第42号専決処分の承認を求めることについて〔平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

**○議長【生田勇人君】** 次に、議案第43号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

**○議長【生田勇人君】** 次に、議案第44号内灘町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

**○議長【生田勇人君】** 次に、議案第45号請負契約の締結について〔内灘中学校非構造部材改修工事〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

**○議長【生田勇人君】** 次に、新規に提出されました請願を採決いたします。

まず、請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号「戦争法」制定に反対する意見書の提出を求める請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、請願第2号労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提出を求める請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。



#### ○議案の上程

○議長【生田勇人君】 日程第2、議会議案第5号小学校建設特別委員会の設置についてを議題といたします。



#### ○提案理由、質疑、討論の省略

○議長【生田勇人君】 お諮りいたします。

本議案については、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第5号については、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



#### ○表 決

○議長【生田勇人君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第5号小学校建設特別委員会の設置についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議会議案第5号小学校建設特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。



#### ○小学校建設特別委員会委員の選任

○議長【生田勇人君】 日程第3、選任第5号小学校建設特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました小学校建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、お手元に配付した名簿のとおり、私、議長を除く12人の委員を指名いたします。

ただいま選任されました委員の方は、後ほどご会合の上、正副委員長を互選され、その結果を議長までご報告願います。



#### ○休 憩

○議長【生田勇人君】 この際、暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩



午後 2 時15分再開

○再 開

○議長【生田勇人君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○小学校建設特別委員会  
正副委員長互選結果報告

○議長【生田勇人君】 休憩中に、先ほど設置されました小学校建設特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、ご報告いたします。

小学校建設特別委員会委員長に中川達議員、副委員長に藤井良信議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。



○追加議案の上程

○議長【生田勇人君】 日程第 4、追加議案の上程を行います。

議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて並びに諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 議案を一括して議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【生田勇人君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、6月9日の6月会議開会以来、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、今ほど全ての議案についてご議決を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上

げます。

議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の欠員により、新たに森下康平氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の欠員により、新たに神谷学氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げました。適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長【生田勇人君】 提案理由の説明は終わりました。



○質疑、討論、委員会付託の省略

○議長【生田勇人君】 お諮りいたします。ただいま提出されました 2 件については、人事に関する案件につき、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて及び諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 件は、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表 決

○議長【生田勇人君】 これより追加議案の採決に入ります。

議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、諮問第1号については、これを適任とすることに決定いたしました。



#### ○新任議員及び議長の

#### 県外行政視察研修の派遣

○議長【生田勇人君】 次に、議員及び私、議長の県外行政視察研修の派遣についてお諮りいたします。

来る7月1日から3日までの間、新しく内灘町議会議員になられた3名の議員及び私、議長を、姉妹都市視察研修のため、北海道羽幌町へ派遣したいと思います。

なお、出張等細部取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。



#### ○閉議・散会

○議長【生田勇人君】 以上で今定例会6月会議に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成27年第2回内灘町議会定例会

6月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦勞さまでした。

午後2時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ  
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員